

令和4年度 岐阜県一般任期付職員

【衛生専門学校教員(歯科技工士)】 採用選考案内

歯科技工士養成機関の教員としての経験を持ち、その経験で培った能力と専門知識を活かし、衛生専門学校において歯科技工士の育成及び学科の運営等に関わる教員として従事する意欲のある方を募集します。

申込受付期間 令和4年11月1日(火)～24日(木)
(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分

◇郵送の場合は、11月24日(木)までの消印有効です。

1. 採用予定人員・採用予定職位・職務内容等

採用予定人員	採用予定職位	職務内容
1人	課長補佐級	衛生専門学校において、歯科技工学科の教員として歯科技工士の養成にかかる教育及び学科の運営等に 従事していただきます。

2. 勤務地

岐阜県立衛生専門学校（岐阜市野一色4-11-2）

3. 任用予定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。
ただし、勤務成績、事業の成果等により採用日から5年間で限度に本人の同意を得て期間を延長することもあります。

4. 受験資格

歯科技工士の免許を有し、かつ歯科技工士養成機関の教員として従事した経験が通算25年以上（令和4年11月1日現在）
ある人

◎ ただし、次の各号の一に該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎ 受験資格等の確認について

最終合格決定後、職務経験期間を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。
なお、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認させていただくとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

5. 受験手続

申込書提出先	岐阜県 健康福祉部 健康福祉政策課（岐阜県庁9階） 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 電話 (058)272-1111（内線2517）
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項を記入した『申込書Ⅰ～Ⅲ』を岐阜県健康福祉部健康福祉政策課へ提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> 申込書を持参する場合 岐阜県健康福祉部健康福祉政策課（岐阜県庁9階）へ提出してください。 申込書を郵送する場合 必ず郵便追跡が可能な特定記録郵便又は簡易書留郵便にして、封筒の表に「岐阜県一般任期付職員 歯科技工士採用選考」と朱書きの上、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課へ郵送してください。 なお『申込書Ⅰ～Ⅲ』は、岐阜県庁健康福祉政策課ホームページからプリントアウトしたものを使用してください。
注意事項	『申込書Ⅰ～Ⅲ』の内容により受験資格の確認を行いますので、記入漏れ等にご注意ください。
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月1日（火）～24日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 郵送の場合は、11月24日（木）までの消印があるものに限って受け付けます。

6. 選考日時・場所及び合格発表

区分	日時	場所	合格発表
第1次選考	書類選考	—	令和4年12月上旬に、合格者については受験票（2次選考案内を含む）を送付し、不合格者についてはその旨を郵送にて通知します。
第2次選考	令和4年12月19日（月） 【予定】	岐阜市内	令和4年12月下旬（予定）に岐阜県庁健康福祉政策課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に可否の結果を郵送にて通知します。

※日程変更等、重要なお知らせは岐阜県庁健康福祉政策課ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11221/>)に掲載します。

※第1次選考（書類選考）の結果又は第2次選考の受験票が、12月9日（金）までに到着しない場合は、12月12日（月）の午前8時30分から午後5時15分までに、上記提出先へ必ずお問い合わせください。

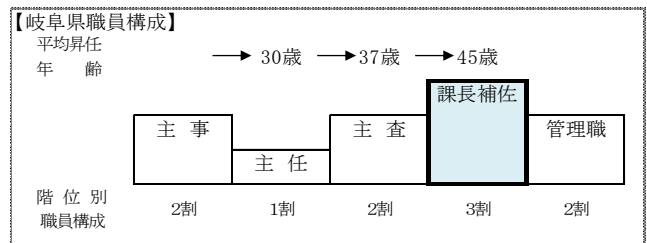
7. 選考の方法

区分	選考内容
第1次選考	書類選考 これまでの職務経験や職務を通じて培った知識・能力を、衛生専門学校の教員としてどのように活用することが可能かについて、『申込書Ⅰ～Ⅲ』の内容により審査を行います。
第2次選考	口述試験 専門的な知識経験、意欲、信頼性、その他能力について個別面接により審査します。
	適性検査 職務の遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

8. 給与等

初任給は、学校卒業後、民間等における職歴その他を勘案のうえ決定され、55歳までは原則として毎年1回定期的に昇給します。
また、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

○初任給の例
採用時に年齢55歳、短期大学卒業後に歯科技工士養成機関（教員）での職務経験30年の場合
396,000円程度／月額



9. 選考結果の提供

第2次選考（第1次選考『書類選考』による不合格者を除く。）に限り、受験者本人に対し選考結果を、合格発表の当日から1カ月間、岐阜県総務部人事課で提供します。この際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する内容は「総合得点」と「順位」です。

なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

◎問い合わせ先

岐阜県健康福祉部健康福祉政策課 岐阜県庁9階
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL(058)272-1111(内線2517)
(岐阜県庁健康福祉政策課ホームページ) <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11221/>